令和７年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率報告書

見　附　市

目　　次

１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・　１

（１）総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（３）連結実質赤字比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（４）実質公債費比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（５）将来負担比率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

２　令和７年度決算に基づく資金不足比率報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（１）総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）法適用企業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
（３）法非適用企業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

（参考）　各指標の対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

１　令和７年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

（１）総括表

（単位：％）

区　分	実質赤字 比　率	連結実質赤字 比　率	実質公債費 比　率	将来負担 比　率
令和７年度決算 健全化判断比率	**－**	**－**	**11.1**	**82.6**
（早期健全化基準）	（１３．２２）	（１８．２２）	（２５．０）	（３５０．０）
（財政再生基準）	（２０．００）	（３０．００）	（３５．０）	－

注　実質赤字額又は連結赤字額がない場合は、「－」を記載している。

＜参　考＞　比率の概要

区　　分	概　　要
実質赤字比率 （一般会計等の実質赤字の比率）	市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 （全ての会計の実質赤字の比率）	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を、市の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 （公債費等の比重を示す比率）	市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を市の標準財政規模を基本とした額で除したものの３カ年間の平均値である。
将来負担比率 （地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）	市の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、市の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

（２）実質赤字比率

ア　一般会計等の実質収支額

（単位：千円）

会計名	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C（A－B）	翌年度へ繰り 越すべき財源 D	実質 収支額 E（C－D）
一般会計	21,132,753	20,092,901	1,039,852	478,727	561,125

注　一般会計は、純計後の数値で算定している。

（単位：千円）

イ　標準財政規模		10,736,521
	うち、臨時財政対策債発行可能額	0

（単位：%）

ウ　実質赤字比率	ー	※実質収支比率　5.23% （E/イ）

注　実質赤字額がない場合は、「ー」を記載している。

【算定方法】

$$\text{実質赤字比率　ウ} = \frac{\text{アのE欄の合計　（※マイナスの場合のみ）}}{\text{イ}}$$

（３）連結実質赤字比率

（単位：千円）

区　　分	金　額	備　考
ア　一般会計等の実質収支額の合計	**561,125**	（２）ア　Ｅ欄の金額
イ　公営事業会計の実質収支額（①＋②＋③）	**223,825**	
①　国民健康保険特別会計	106,956	
②　介護保険特別会計	104,942	
③　後期高齢者医療特別会計	11,927	
ウ　公営企業会計の資金不足額又は資金剰余額（④＋⑤＋⑥＋⑦）	**4,466,692**	資金不足額がある場合はマイナス計上
④　水道事業会計	2,898,163	
⑤　下水道事業会計	531,406	
⑥　病院事業会計	558,044	
⑦　宅地造成事業特別会計	479,079	
エ　標準財政規模	**10,736,521**	臨時財政対策債発行可能額を含む。

（単位：%）

オ　連結実質赤字比率	**－**	※連結実質 収支比率　48.91% （ア＋イ＋ウ）/エ

注　連結実質赤字額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{連結実質赤字比率　オ} = \frac{\text{（ア＋イ＋ウ）　（※マイナスの場合のみ）}}{\text{エ}}$$

※連結実質赤字額・・・　（一般会計等の実質赤字の合計額＋公営企業会計の資金不足額）

－（一般会計等の実質黒字の合計額＋公営企業会計の資金剰余額）

（４）実質公債費比率

（単位：千円）

区　　分	金　額	備　考
ア　地方債の元利償還金	1,726,427	繰上償還及び満期一括償還元金を除く。
イ　準元利償還金	765,935	公営企業債繰入金、一部事務組合の起債償還に充てた補助金負担金、債務負担行為、一時借入金の利子
ウ　特定財源の額	213,425	
エ　基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,194,195	事業費補正、災害復旧費等基準財政需要額、密度補正
オ　標準財政規模	10,736,521	臨時財政対策債発行可能額を含む。

（単位：%）

カ　実質公債費比率（単年度）	11.4	Ｒ５　11.2% Ｒ６　10.8%
キ　実質公債費比率（３か年平均）	11.1	（前年度　11.3%）

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率　カ} = \frac{(\text{ア}+\text{イ})-(\text{ウ}+\text{エ})}{\text{オ}-\text{エ}}$$

※準元利償還金・・・　主に、「一般会計等からの特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの」や、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの」など

（５）将来負担比率

（単位：千円）

区　　分	金　額	備　考
ア　一般会計等に係る地方債の現在高	18,178,367	一般会計
イ　債務負担行為に基づく支出予定額	0	準元利償還金
ウ　一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額	8,392,805	
エ　組合又は地方開発事業団が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	98,851	
オ　退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	2,085,653	一般会計等対象職員及び特別職
カ　設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	0	公的信用保証制度融資に係る損失補償等
キ　連結実質赤字額	0	
ク　組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	
ケ　地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	4,542,216	財政調整基金、減債基金等
コ　地方債の償還等に充当可能な特定の収入	445,794	
サ　地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	15,885,095	
シ　標準財政規模	10,736,521	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス　基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	1,194,195	

セ　将来負担比率	82.6	（前年度　80.6）

【算定方法】

$$\text{将来負担比率　セ} = \frac{(\text{ア}+\text{イ}+\text{ウ}+\text{エ}+\text{オ}+\text{カ}+\text{キ}+\text{ク}) - (\text{ケ}+\text{コ}+\text{サ})}{\text{シ} - \text{ス}}$$

２　令和７年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

（１）総括表

区　分	法適用企業	法非適用企業
	病院事業会計 水道事業会計 下水道事業会計	宅地造成事業特別会計
令和７年度 決算資金不足比率	－	－
（経営健全化基準）	（２０．０）	

注　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

＜参　考＞　比率の概要

区　　分	概　　要
資金不足比率 （公営企業ごとの資金不足額の比率）	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

（２）法適用企業

①資金不足額　　（単位：千円）

会計名	流動負債 A	算入地方債 B	流動資産 C	資金不足額 又は資金剰余額 D（A+B−C）
水道事業会計	243,256	0	3,141,419	△2,898,163
下水道事業会計	280,800	0	812,206	△531,406
病院事業会計	247,213	0	805,257	△558,044

注１　流動負債は、控除未払金等の控除額を除く。
注２　流動資産は、控除財源等の控除額を除く。
注３　D欄が△の場合、資金剰余額となる。

②事業の規模　　（単位：千円）

会計名	営業収益の額 E	受託工事 収益の額 F	事業の規模 G（E−F）	備　考
水道事業会計	903,413	317	903,096	
下水道事業会計	876,224	0	876,224	
病院事業会計	1,961,709	0	1,961,709	

③資金不足比率　　（単位：%）

水道事業会計	ー	※資金剰余比率　320.9%
下水道事業会計	ー	※資金剰余比率　60.6%
病院事業会計	ー	※資金剰余比率　28.4%

注　資金不足額がない場合は、「ー」を記載している。
【算定方法】

$$\text{資金不足比率　③} = \frac{\text{D　（※マイナスは、資金剰余額となる。）}}{\text{G}}$$

（３）法非適用企業

①資金不足額

（単位：千円）

会計名	歳出額 A	算入地方債 B	歳入額 C	土地収入見込額 D	資金不足額又は資金剰余額 E（A+B-C-D）
宅地造成事業特別会計	21,270	0	46,163	454,186	△479,079

注１　歳入額は、繰越明許費繰越額等に係る額を除く。

注２　土地収入見込額は、帳簿価額（造成に要した経費）を上限とした額とする。

注３　E欄が△の場合、資金剰余額となる。

②事業の規模

（単位：千円）

会計名	営業収益の額-受託工事収益の額 F	資本・負債（宅造のみ） G	事業の規模 H（ForG）	備　考
宅地造成事業特別会計		479,079	479,079	

③資金不足比率

（単位：%）

宅地造成事業特別会計	―	※資金剰余比率　100.0%

注　資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率　③} = \frac{\text{E　（※マイナスは、資金剰余額となる。）}}{\text{H}}$$

（参考）　各指標の対象範囲

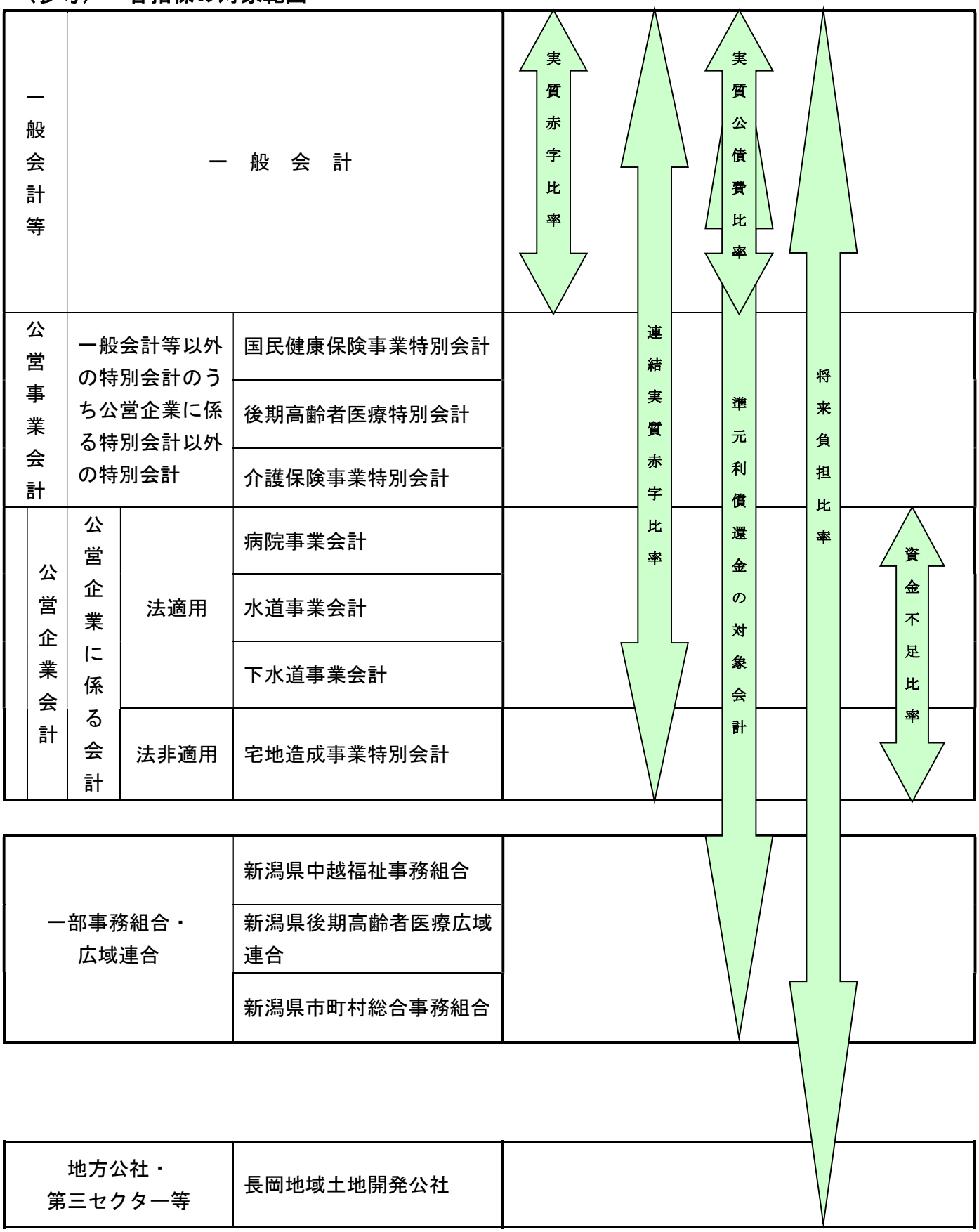
一般会計等
一　般　会　計
公営事業会計
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計
国民健康保険事業特別会計
後期高齢者医療特別会計
介護保険事業特別会計
公営企業会計
公営企業に係る会計
法適用
病院事業会計
水道事業会計
下水道事業会計
法非適用
宅地造成事業特別会計
一部事務組合・広域連合
新潟県中越福祉事務組合
新潟県後期高齢者医療広域連合
新潟県市町村総合事務組合
地方公社・第三セクター等
長岡地域土地開発公社
実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
準元利償還金の対象会計
将来負担比率
資金不足比率